

(宿泊事業者向け)

# 施設整備支援ガイド

■ 宿泊施設投資促進補助制度 .....	1
■ 宿泊施設民間融資活用資金利子補給制度 .....	2
■ 観光施設等整備資金融通制度 .....	3
■ 地域未来投資促進法に基づく支援制度 .....	5

徳 島 県  
観 光 政 策 課

## ◆徳島県宿泊施設投資促進補助制度

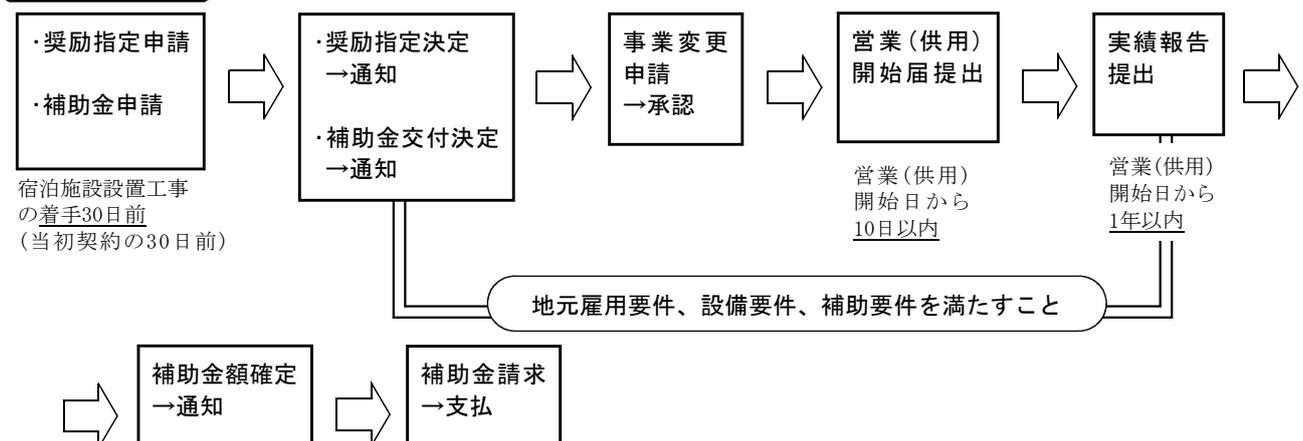
### 制度概要

補助事業の種類	補助対象経費	補助金の額(率)		限度額
宿泊投資促進事業	<p>企業等が旅館・ホテルを新設又は増設する事業に要する経費。</p> <p>用地取得費については、用地取得の日から3年以内は投下固定資産の総額の3分の1を限度として算定できる。</p>	<p>新規地元雇用者数5人以上で、投下固定資産額の総額5億円以上</p> <p>新規客室数50室以上又は新規収容人数100人以上</p> <p>客室面積40㎡以上の客室1室以上</p> <p>平均客室面積20㎡以上。ただし、徳島県内に本店の登記を行っている法人又は住民登録を行っている個人事業主にあつては、15㎡以上。</p>	投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額以内	2億円

### 補助要件

- 1 新設又は増設しようとする旅館・ホテル営業の施設（第3セクター、市町村所有施設を除く）
- 2 国際観光ホテル整備法に規定する外来接客主任者（1人以上）の選任

### 制度の手続き



### 連絡先

○徳島県商工労働観光部観光政策課  
〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地  
TEL (088) 621-2338 FAX (088) 621-2851  
メール kankouseisakuka@pref.tokushima.jp

## ◆徳島県宿泊施設民間融資活用資金利子補給補助制度

### 制度概要

補助対象利子等	補助限度額
1 徳島県宿泊施設投資促進補助制度の奨励指定に決定がなされた宿泊施設における取扱金融機関からの証書貸付に係る利子。(延滞利息、保証料及び手数料は含まない) 2 資金調達額20億円以内。(徳島県宿泊施設投資促進事業補助金交付申請書中の交付申請額の金額を除いた資金調達額とする。) 3 利子補給基準は、毎年12月31日。(1/1から12/31までの利息) 4 利子補給期間は、返済開始から3年間。(返済期間が3年以内の場合はその年度まで。)	融資決定時の日本銀行が公表する長期プライムレートにより計算した利子の金額 (上記金利を下回る金利の場合は、下回った金利により計算した利子の金額)

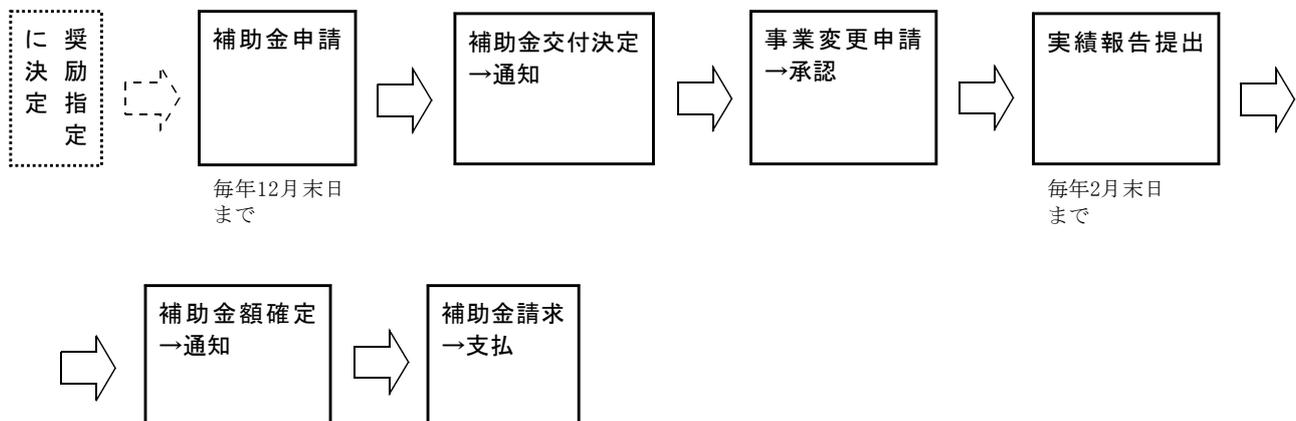
### 補助要件

- 1 新設又は増設しようとする旅館・ホテル営業の施設(第3セクター、市町村所有施設を除く)
- 2 国際観光ホテル整備法に規定する外来接遇主任者(1人以上)の選任
- 3 投下する固定資産の額が5億円以上かつ平均客室面積が20㎡以上(ただし、徳島県内に本店の登記を行っている法人又は住民登録を行っている個人事業主にあつては、15㎡以上)であり、客室数50室以上(うち40㎡以上の客室が1室以上)又は収容人数100人以上であること。
- 4 新規地元雇用者数5人以上計画
- 5 徳島県宿泊施設投資促進補助制度の奨励指定に決定がなされた宿泊施設

### 取扱金融機関

阿波銀行、徳島大正銀行、商工組合中央金庫徳島支店、四国銀行、徳島信用金庫

### 制度の手続き



### 連絡先

○徳島県商工労働観光部観光政策課  
 〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地  
 TEL (088) 621-2338 FAX (088) 621-2851  
 メール kankouseisakuka@pref.tokushima.jp

## ◆徳島県観光施設等整備資金融通制度

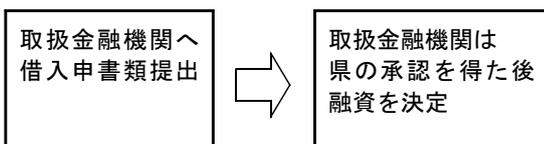
### 融資の条件

融資資金の種類	資金の用途	融資の相手方	対 象 事 業
観光施設整備資金	設備資金。 ただし用地取得費及び補償費は該当しないものとする。	県内において観光事業を行い又は行おうとする個人及び法人	次に掲げる施設の新設又は増改設事業。 (1) 宿泊施設 旅館、ホテル、民宿、保養施設等のほかこれらの付帯施設も含むもの。 ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号の定めに該当する施設を除く。 (2) 休憩施設 大型ドライブイン（団体貸切バス利用者の休憩施設として使用可能な規模、構造、駐車場を有し、収容人員が100人以上）、特産品販売所、野外活動施設、野外運動施設等。 (3) 教養施設 博物館、資料館、動植物園、美術館等。 (4) 運輸関連施設 駐車場（主として観光客の利用に供するもの）、遊覧船、ロープウェイリフト等。 (5) その他知事が必要と認める施設 上記以外の施設でそれが本県の観光振興に大きく寄与するものであると認められるもの。
大規模宿泊施設整備資金	設備資金。 ただし用地取得費及び補償費は該当しないものとする。	県内において事業を行い又は行おうとする法人	客室数100室以上、又は収容人員300人以上で、立地場所、施設内容等からみて本県の観光振興上必要であると認められる大規模宿泊施設の新設事業
スポーツ合宿関連施設整備資金	設備資金。 ただし用地取得費及び補償費は該当しないものとする。	県内においてスポーツ合宿を受け入れ又は受け入れようとする個人及び法人	スポーツ合宿を受け入れるために必要とされる宿泊施設、運動施設及びその他付随する施設の新設又は増改設事業。 (1) 宿泊施設 民宿等スポーツ合宿に適した宿泊施設及びその付帯施設。 (2) 運動施設 屋内運動施設、野外運動施設及びその付帯施設。 (3) その他付随する施設 駐車場、休憩施設等スポーツ合宿の受入に要する施設。

### 取扱金融機関

阿波銀行、徳島大正銀行、商工組合中央金庫徳島支店、四国銀行、徳島信用金庫

### 制度の手続き



本店提出：2部  
支店経由：3部

利 率	償還期限	融資金額の限度	担保及び保証人	融資の形式
年1.95%以内	10年以内 (据置期間1年以内を含む)	1融資先につき2億円以内とし総事業費の100分の70以内。	取扱金融機関の定めるところによる。	証書貸付。
年1.75%以内	10年以内 (据置期間1年以内を含む)	1融資先につき5億円以内とし総事業費の100分の70以内。	取扱金融機関の定めるところによる。	証書貸付。
年1.75%以内	10年以内 (据置期間1年以内を含む)	1融資先につき2億円以内とし総事業費の100分の70以内。	取扱金融機関の定めるところによる。	証書貸付。

### 連絡先

○徳島県商工労働観光部観光政策課

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

TEL (088) 621-2338 FAX (088) 621-2851

メール kankouseisakuka@pref.tokushima.jp

## ◆地域未来投資促進法に基づく支援制度

### 地域未来投資促進法とは

地域の特性を生かした高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすような「地域経済を牽引する事業（地域経済牽引事業）」を実施する幅広い分野の事業者等を支援します。

※県及び市町村にて基本計画を策定。

### 徳島県の基本計画（観光分野）の概要

- ・ 促進区域 徳島県全域
- ・ 事業分野 ①文化・歴史、自然の観光資源を活用した観光分野  
(阿波おどり、阿波藍、鳴門の渦潮 等)  
②スポーツに適した自然環境を活用した観光・スポーツ分野  
(マラソン、サイクリング、サーフィン 等)  
③特産品を活用した観光分野  
(すだち、なると金時、鱧、ゆず 等)  
④産業集積を活用した観光分野  
(LED、医療観光 等)  
⑤にし阿波～剣山・吉野川観光圏の観光資源を活用した観光分野  
(剣山、かずら橋、ラフティング、ウェイクボード 等)
- ・ 計画期間 平成30年3月28日～令和6年3月31日  
(ただし、国の新基本方針に基づき令和6年3月31日までに改めて新基本計画を作成する場合は、令和6年3月31日か当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日まで)

### 主な支援措置

下記の支援措置を活用するためには、基本計画に基づき「地域経済牽引事業計画」を策定し、知事の承認を受ける必要があります。また、知事の承認後、国において事業の先進性等の確認を行います。

※事業の着手前に計画の承認を受けることが必要です。

※知事の承認は各支援措置を利用するための要件であり、それぞれの支援措置を受けるときは、関係機関に相談してください。

※前年度の減価償却費の20%を超える設備投資が対象です。

### ■国税（法人税または所得税）の課税の特例

設備投資（総投資額2,000万円以上）を行った初年度の法人税または所得税が軽減。

（特別償却もしくは税額控除による）

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%
建物・附属設備・構造物	20%	2%

〈上乗せ要件〉

要件①（（ア）または（イ））と要件②を満たすこと

①（ア）直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上

（イ）対象事業において創出される付加価値額が3億円以上、かつ、事業を実施する企業の前事業年度と前々事業年度の平均付加価値額が50億円以上

②労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上

### ■県税（不動産取得税）の課税免除

□対象施設

土地・家屋・構造物の取得価額の合計額が1億円（農林漁業及びその関連業種は5千万円）を超えるもの

□不動産取得税 土地・家屋など不動産の取得に対して課税される県税

税額（土地）：不動産の価格（課税標準額 ※）×税率（3%）

税額（建物）：不動産の価格（課税標準額）×税率（4%）

※令和6年3月31日までは、宅地及び宅地並評価土地等を取得した場合、「不動産の価格×1/2」が課税標準額。

※固定資産税の課税免除等を設けている市町村もありますのでご確認ください。

## **連絡先**

### ○徳島県商工労働観光部観光政策課

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

TEL (088) 621-2338 FAX (088) 621-2851

メール [kankouseisakuka@pref.tokushima.jp](mailto:kankouseisakuka@pref.tokushima.jp)